

令和2年度おいらせ町特別緊急雇用奨励金

新型コロナの影響による内定取り消し・解雇者又は新型コロナに起因する離職者を新たに雇用（常用労働者）した事業者のみなさまに

月額最大5万円の奨励金を交付します

※条件によって、交付できない場合があります。

■ 特別緊急雇用奨励金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響による内定取り消しや解雇、新型コロナウイルス感染症に起因した離職により、今後の収入見込みがない町民を雇用した町内の事業者に対し、町が奨励金を交付する制度です。申請をお考えの場合は、事前に申請窓口（商工観光課）へご相談くださいますようお願いいたします。

■ 条件はありますか？

次の①～④の要件をすべて満たしている事業者が対象になります。

①次のいずれかの**おいらせ町民を常用労働者として新たに雇用**した。

令和2年1月1日から令和3年3月31日までの間に、

内定取消し者

新型コロナウイルス感染症の影響により内定を取り消された者

被解雇者

新型コロナウイルス感染症の影響により解雇された者

離職者

新型コロナウイルス感染症に起因した事由により離職した者

常時労働者とは、

雇用期間の定めがない

雇用被保険者区分が「1」

所定労働時間が週30時間以上

※障がい者は週20時間以上

②おいらせ町内に事業所がある。

③雇用保険適用事業所である。

④町税を完納している。

■ 奨励金の金額は？

①交付期間は、雇用した翌月から起算して12箇月です。

②交付金額は、1人につき月額5万円です。

※退社した場合はその前月分までが対象になります。

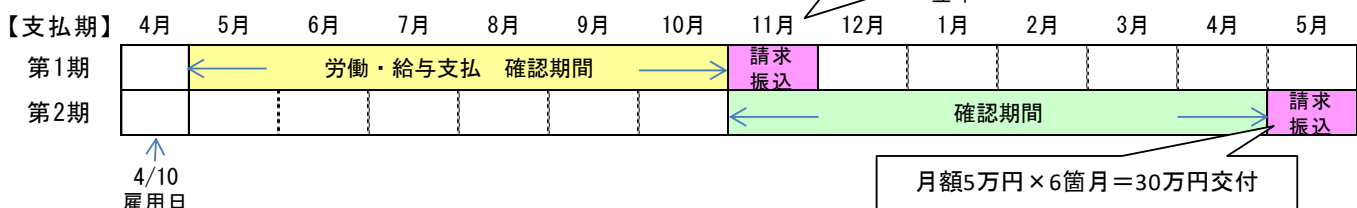
給与支払月額が上記金額より下回る場合は交付しません。

障がい者または重度障がい者で、

週所定労働時間が20時間～30時間

の場合は、月額3万円

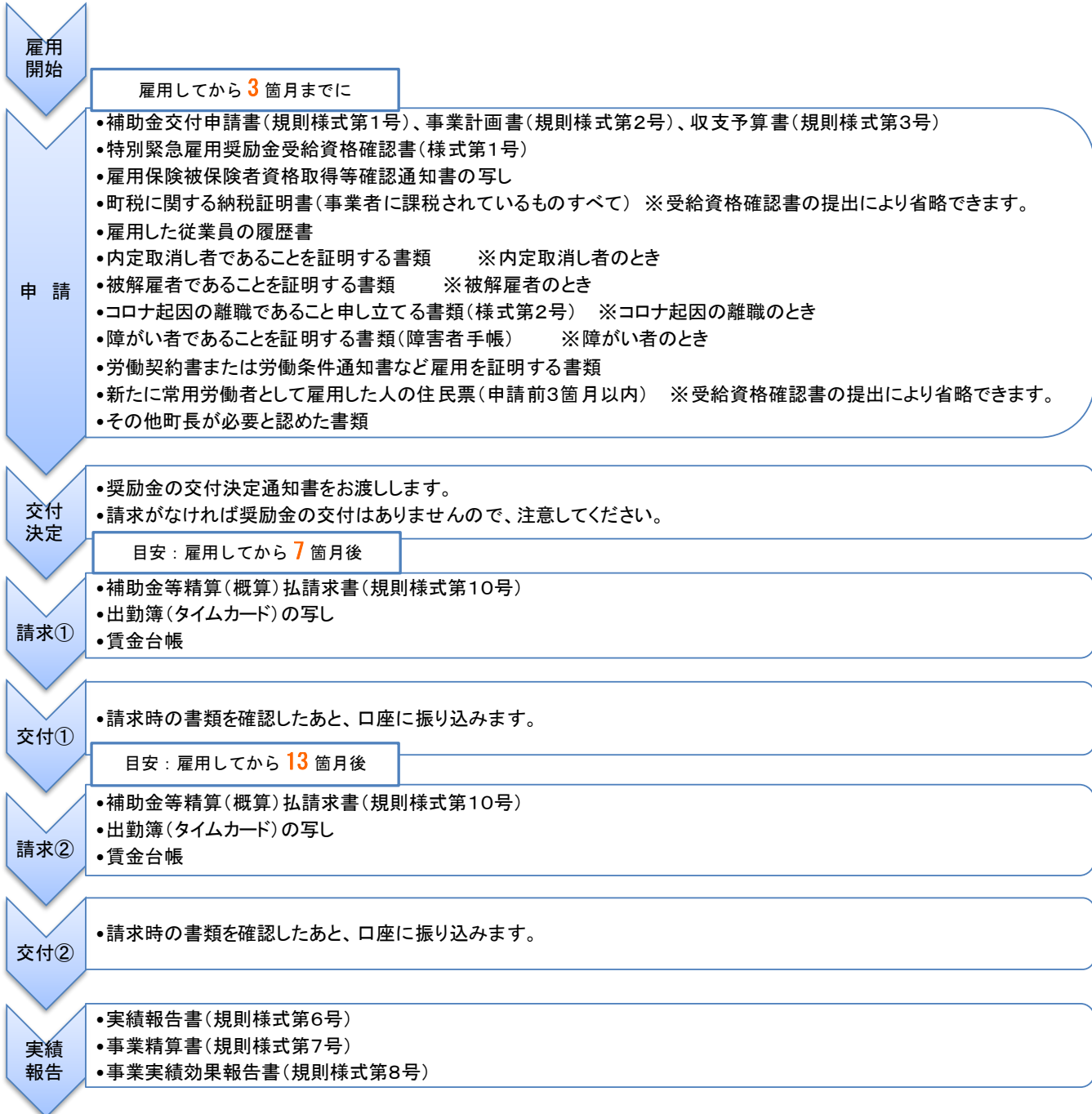
(例)



■ 申請手続きの流れと必要書類

申請受付期間は、雇用日から3箇月以内（雇用した日が8月1日以前の場合は11月30日まで）です。また、奨励金の交付は、対象従業員の労働実績等を確認した後にを行います。下記の事務手順をご確認の上、申請をお願いします。

手順	必要書類など
----	--------



■ 申請様式

様式は町ホームページからダウンロードしてください。 URL : <http://www.town.oirase.aomori.jp/>

■ 特別緊急雇用奨励金に関するお問い合わせ先

おいらせ町役場 商工観光課 雇用対策係 ☎ : 0178-56-4703 (直通)
住 所 : 青森県上北郡おいらせ町上明堂 60-6 (おいらせ町役場分庁舎 3 階)